

## 八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

### (第7回幹事会)

#### ◆開会

##### ○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第7回幹事会）を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、事務局、関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。議事次第、構成員名簿、「複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案について」、以上となります。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

また、記者発表の際に会議の公開についてお知らせいたしておりますが、カメラ撮りは冒頭部分のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の会議のご出席者のご紹介をさせていただきます。茨城県から順番にご紹介してまいります。

茨城県、榊企画部長様。

##### ○茨城県企画部長

よろしくお願いいたします。

##### ○河川調査官

土木部長の代理で照沼技監兼河川課長様。

##### ○茨城県土木部長代理

よろしくお願いいたします。

##### ○河川調査官

栃木県、県土整備部長の代理で久保次長様。

##### ○栃木県県土整備部長代理

よろしくお願いいたします。

##### ○河川調査官

群馬県、企画部長の代理で岡野副部長様。

○群馬県企画部長代理  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
笹森県土整備部長様。

○群馬県県土整備部長  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
埼玉県、下仲企画財政部長様。

○埼玉県企画財政部長  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
成田県土整備部長様。

○埼玉県県土整備部長  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
企業局長の代理で齋藤水道企画課長様。

○埼玉県企業局長代理  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
千葉県、総合企画部長の代理で二橋水政課長様。

○千葉県総合企画部長代理  
よろしくお願ひします。

○河川調査官  
県土整備部長の代理で金谷次長様。

○千葉県県土整備部長代理

よろしくお願ひします。

○河川調査官

東京都、都市整備局長の代理で安井技監様。

○東京都都市整備局長代理

安井です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

建設局長の代理で舛原河川部計画課長様。

○東京都建設局長代理

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

水道局長の代理で松丸企画担当部長様。

○東京都水道局長代理

よろしくお願ひします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局であります、山田河川部長。

○河川部長

山田です。よろしくお願ひします。

○河川調査官

福渡広域水管理官。

○広域水管理官

よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

山本水災害予報企画官。

○水災害予報企画官

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

荒川河川計画課長。

○河川計画課長

荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

高橋河川環境課長。

○河川環境課長

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後に私、河川調査官の柿崎でございます。よろしくお願いいたします。

この幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。また、あわせて職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

取材及び別室での一般傍聴の皆様方には、お配りしております注意事項に沿って適切に取材及び傍聴をされ、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、大変申しわけございませんが、退室いただく場合がございますので、ご承知おきいただければと思います。

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長山田よりごあいさつを申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆さん、おはようございます。本日は、大変お忙しい中、また、朝早くから八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第7回幹事会）にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。前回、第6回を6月29日に開催したところでございます。1カ月の間に2回ということで、皆様方のこれまでのご協力とご理解のおかげでございまして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

今回は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づきまして、複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案についてご説明させていただこうと考えているところでございます。本日も、構成員の皆様には活発なご討議をお願いいたしまして、非常に簡単でございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

誠に申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協

力をお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

ご協力ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思います。お手元に配付しております議事次第に従いまして、説明させていただきます。本日は、議事次第の3番でございます、複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案について、事務局より説明させていただきます。

○河川計画課長

それでは、お手元のA4横の資料、「複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案について」を用いて説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目をお開きください。複数の治水対策案についてということで説明させていただきます。まず1つ目としまして、河川整備計画相当の目標流量として、 $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ とする。その下に考え方を書いてありますが、全川的な安全度バランスの考慮といたしまして、治水対策案の検討にあたっては利根川東遷や明治時代以降の改修の経緯により、全区間の中でも利根川下流区間（江戸川分派～河口）において相対的に現況流下能力が低い状況であること、利根川本川上流区間（八斗島地点～江戸川分派）や渡良瀬川などの支川改修が利根川下流区間への負荷増大を生じさせることを踏まえ、全川的な安全度バランスを考慮するとさせていただきます。

2つ目の丸でございますが、 $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ を実現するための治水対策案（八ッ場ダムを含む案）の基本的な考え方としまして、以下の3つの考え方で検討を進めてまいりたいと思っております。1つ目は、既存ストックの有効活用でございます。既存の治水施設の能力を増強・効率化し、最大限の有効活用を図ってまいります。2つ目は、継続事業の効果発現です。現在実施中の主なプロジェクトについては、残事業の実施により所定の効果発現を図ってまいります。3つ目としましては、3月に発生しました東日本大震災を踏まえて、今後実施する可能性のある震災対策などの見積もりが困難なものについては、今回考慮しないものとさせていただきます。

3つ目の丸でございますが、 $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ を実現するための治水対策案（八ッ場ダムを含まない案）についてでございますが、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示されている方法に沿って、八ッ場ダムの効果を代替する効果を有する方策を組み合わせた案を検討してまいります。なお、こちらにつきましては、次回の幹事会で提示させていただき予定としております。

それでは、2ページ目をお開きください。全川的な安全度バランスの考慮について説明させていただきます。ご存じの方が多いかと思いますが、現在の利根川の骨格は利根川東遷により形成されておりました、利根川の治水上の上下流、本支川バランス等の現状についても利根川東遷からの河川改修の歴史が反映されたものになっております。その具体的な状況を、下のフロー図及び図で説明させていただきます。まず、近世以前の利根川は、

関東平野を南流しまして、今の隅田川筋から東京湾に流下しておりました。これを、江戸時代において銚子から太平洋へと注ぐように東へと付け替えました。これが世に言う利根川東遷でございます。さらに、明治43年の洪水を契機に、中上流部の治水方策が中条堤による洪水調節方式から連続堤防方式に転換したことで、河道への負担が増大してきております。

次に、3ページ目をお開きください。利根川～江戸川右岸で破堤した場合、利根川の洪水は旧流路沿いに東京都内にまで氾濫が広がってまいります。例えば江戸時代以降、寛永元年、寛保2年、天明6年、最近では明治43年、昭和22年の洪水において、実際に東京、当時の江戸まで浸水被害が発生しております。首都圏の中核機能の安全確保のために利根川～江戸川の河道整備を実施した場合には、利根川下流部への洪水の負担が増大いたします。本資料は、江戸時代で最も大きな被害をもたらした寛保2年の洪水での被害の状況を、歴史関連の書籍等を調査しまして取りまとめたものでございます。

4ページ目をお開きください。近世の利根川の著名洪水でございます、明治43年及び昭和22年の被害の状況をまとめた資料でございます。明治43年洪水では、利根川水系の至るところで被害が発生しております。埼玉県内の中条堤が決壊しまして、濁流は埼玉平野を南下し、首都東京にまで大きな被害を及ぼしました。3ページ目でも説明させていただきましたが、これが契機となり、利根川では治水の方策が連続堤防方式へと転換されました。続きまして、下の方の図の昭和22年の洪水でございますが、最も被害が大きかったのが利根川右岸、現在の埼玉県加須市の東村堤防が決壊いたしました。決壊の幅は最大350mに及び、この氾濫により首都東京にまで大きな被害を及ぼしております。

5ページ目をお開きください。今度は、直轄区間での全川的な安全バランスについて、河道で分担する流量の設定における留意事項を記載したものでございます。1つ目といたしまして、利根川上流区間の現況流下能力は、ほとんどの区間において $14,000\text{ m}^3/\text{s}$ を超えているものの、部分的に $14,000\text{ m}^3/\text{s}$ に満たない区間、例えば川俣地先付近などがございます。また、2つ目としましては、利根川下流区間は上流区間と比較して相対的に現況流下能力が低い状況であるため、江戸川への分派を適切に確保しつつ、利根川上流区間との上下流バランスを考慮する必要があるということでございます。3つ目といたしましては、渡良瀬川や鬼怒川については、中下流部の洪水調節施設によって、利根川下流域への影響をできるだけ軽減させる必要があるということでございます。

下の左側に利根川の現況流下能力図、右側に代表断面の横断図を示させていただきます。左の図は、現況のハイウォーターレベル以下の川の断面で、どれくらい能力があるか青字で示しております。また、破線で河川整備の基本方針の計画高水流量を示させていただきます。また、右の横断図でございますが、斜線は掘削が必要となる範囲でございますけれども、利根川の下流区間や上流区間において、大規模な河道掘削が必要な状況になることがおわかりいただけると思います。

続きまして、6ページ目をお開きください。上流部の県管理区間における安全度バランスの考慮でございます。八斗島上流の群馬県管理区間におきましては、上流部の洪水調節（既設6ダム及び八ッ場ダム）で洪水調節をしたうえで流下してくる流量に対して、現況の河道の整備状況を踏まえ、県管理区間の河川改修が実施できるように、この区間におい

でも群馬県が堤防整備を行った場合でも、上流群馬県及び下流直轄区間の流量の整合性の確保を図ることとしたということでございます。

下の左側の図面は、昭和57年の洪水のパターンを整備計画相当の目標流量の規模の洪水になるように調整した状態で、上流の既設の6ダムでのみ洪水調節した後、流量が現況河道に流れてきたときの浸水の状況をお示ししたものです。これに、さらに八ッ場ダムを建設した後の状況が右の図でございます。浸水域が小さくなっておりませんが、一部に浸水域が残っております。この部分の浸水対策として、群馬県において堤防整備を行っても、下流の海まで安全に洪水を流下できるように下流の直轄区間の整備を実施し、全川的なバランスを保っていくということでございます。

続きまして、7ページ目をごらんください。今度は既存ストックの有効利用の1つ目でございます。八斗島地点上流の洪水調節施設については、既設6ダム（相俣ダム、藤原ダム、菌原ダム、奈良俣ダム、矢木沢ダム、下久保ダム）について、利根川上流ダム群再編事業におけるこれまでの調査検討結果を踏まえまして、効率的に洪水を調節できるように洪水調節ルール等の見直しを行うこととするということでございます。また、八ッ場ダムにつきましても同様に、効率的に洪水を調節できるように、洪水調節ルールの見直しを行うこととするということでございます。

なお、既設ダムの洪水調節方式等の見直しは、利根川上流ダム群再編事業における調査検討のうち、新たに用地買収や大規模な施設改造等を伴うことのない事業メニューを選定しております。ただし、これにつきましては、八ッ場ダムの検証主体である我々関東地方整備局が現段階において独自に設定したものであり、関係都県の皆様や関係利水者の皆様と事業実施に向けた調整を図っているものではございませんということを加えさせていただきます。

続きまして、8ページ目をお開きください。烏川につきましては、利根川本川との合流直前に広大な高水敷を有しております。この高水敷については、現在でも洪水時に冠水することにより一定程度の流量低減効果を有しておりますが、より効果的に洪水のピーク流量を低減する効果を発揮させるため、堤防で周りを囲ってしまう等の整備を行うこととするということでございます。

続きまして、9ページ目をお開きください。今度は主な継続事業の効果発現（首都圏氾濫区域堤防強化）でございます。決壊した場合、首都圏に甚大な被害の発生のおそれがある区間につきましては、堤防拡幅による堤防強化対策を現在実施しております。左側の図に事業範囲を、下に事業のイメージ図を示しております。具体的には、堤防の背後に盛土により浸透水を抑え込むという方法で行っている事業でございます。

10ページ目をお開きください。主な継続事業の効果発現の2つ目としまして、築堤及び河道掘削でございます。利根川の下流部においては、無堤部の築堤と、流下能力が不足している区間では浚渫及び導流堤の撤去等を実施しております。左下の写真は、平成13年の浸水状況の写真でございます。また、右上の写真は、昭和20年代からの河口部の状況でございます。流砂により閉塞しておりますが、現在では漁港の防波堤の整備等により導流堤の撤去が可能な状況となりましたことをお示ししております。なお、浚渫に当たっては、洪水時の水位の縦断変化や河床の動態等について継続的にモニタリングを行い、環

境・維持管理を踏まえた検討を行うことが必要でございます。

続きまして、11ページ目をお開きください。遊水地及び調節池の整備についてでございます。渡良瀬川、鬼怒川、小貝川などの支川合流等により、利根川下流部の河道への負担を軽減するため、支川の合流点付近の調節池の整備を実施しております。左側に利根川における主な既設の遊水地・調節池の位置図と、その下に現況の写真をお示ししております。また、右側に調節池の整備の概念図をつけさせていただいております。調節池内の計画高水位は、越流堤地点の計画高水位と同じとなりますことから、越流堤を上流側に移設することで貯められる容量を増強いたします。

続きまして、12ページ目をごらんください。河川整備計画相当の目標に対する流量についてお示ししております。まず1つ目でございますが、全川的な安全度バランスを考慮しつつ、既存ストックの有効活用、継続事業の所定の効果発現を図ることを基本とするということでございます。また、2つ目のポツでございますが、既存治水施設の能力の増強・効率化を行い、最大限の有効活用を図ったうえで、洪水調節を行うということでございます。3つ目でございますが、上流の洪水調節施設により洪水調節した後の河道流量を、既存堤防の整備状況を踏まえ、河川整備計画の計画対象期間の目安とされている20～30年間で改修を実施することにより、河道で分担することとする。なお、事業メニューとしては最もコスト的に有利と思われる河床掘削で対応することを基本とするということでございます。4つ目でございますが、これらを踏まえた、河川整備計画相当の目標流量17,000 $\text{m}^3/\text{s}$ について、八斗島下流においておおよそ14,000 $\text{m}^3/\text{s}$ 程度を河道で対応することとする。また、八斗島から河口までの河道流量は図に示しているとおりで、現況流下能力図と、それに対応した河道流量を赤の破線で示しております。なお、利根川下流部の治水対策としては、上流から流入する洪水を印旛沼を活用した放水路により処理する案を緑の破線で、また、河床の安定性を考慮しつつ河床を掘削する案を黄色の破線で、いずれも技術的な検討や関係者との調整が必要なため、今回は両案ともお示しさせていただいております。

続きまして、13ページ目をお開きください。治水対策案の検討で用いる洪水についてでございます。利根川におけるダムは、降雨パターンや洪水規模によりその効果が異なります。このため、昭和10年から平成19年までの73年間において流域平均3日雨量が100 $\text{mm}$ 以上となった62洪水のうち、八斗島地点の実測流量（氾濫及びダム調節量を実測流量に加えるもの）と実績降雨の関係から、流量規模の大きな10洪水を抽出しております。左側の図でございますが、赤で囲んだ部分がその10洪水でございます。縦軸にピーク流量、横軸に平均3日雨量を記しております。また、右側に、抽出された10洪水の実績雨量と実績のピーク流量の関係をお示ししております。流域平均3日雨量及び八斗島地点の実績ピーク流量は、検討の場第2回幹事会の資料2にございます現時点における点検結果を踏まえ算出したものでございます。

続きまして、14ページ目をお開きください。今度は治水対策案の検討で用いる洪水についてでございます。先ほど13ページにお示した降雨波形について、八斗島地点の流量が洪水調節施設のない場合に17,000 $\text{m}^3/\text{s}$ となるように雨量を調節して、新たな流出計算モデルによって流出計算を行った8洪水について、八ッ場ダムの効果量を算出した

結果を表に示しております。なお、新たな流出計算モデルについては、日本学術会議へ提出させていただいたモデルでございます。表の中の洪水調節施設による効果量については、※で下の脚注をつけさせていただいております。

なお、表中の8洪水でございますが、先ほど説明させていただいた10洪水のうち、昭和56年8月洪水及び平成19年9月洪水の降雨波形については、八斗島地点の流量を河川整備計画相当の目標流量である17,000 m<sup>3</sup>/sとするためには、超過確率が200分の1以上の雨量となってしまうため、今後は表にお示しした8洪水を用いて八ッ場ダムの検証における複数の治水対策案の検討を行うこととしてまいりたいと思っております。

最後に、14ページ目以降に、前回の幹事会で提示させていただきました、「八ッ場ダム検証における河川整備計画相当の目標流量について」の資料を参考までにつけさせていただいております。

以上で「複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案について」の資料の説明を終わらせていただきます。

○河川調査官

以上が、私どもが用意した資料のご説明となります。

#### ◆討議

○河川調査官

これからご討議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上、所属とお名前を発せられた後にいただければと思いますので、よろしく願います。どなたからでも結構でございます。よろしく願います。よろしいでしょうか。東京都さん、願います。

○東京都都市整備局長代理

今回の資料の前提ともなることなので、改めて確認させていただきたいんですけども、利根川の場合には、20年、30年で改修を実施される河川整備計画ができていない水系なので、今回は河川整備計画相当の目標流量という前提で治水対策案が出ているわけなんですけど、河川整備計画と今回の河川整備計画相当の目標流量の治水対策案の違いというか、どう理解したらいいのかも一回説明していただきたいというのが1点です。

もう一つは、これと次回、八ッ場ダムがないものを比較するわけなんですよね。今回は八ッ場ダムが入っているものということなので、いずれにしても、次の八ッ場ダムが入っていない計画を早急に示していただいて、今回の代替案との違いもなるべく早くわかりやすい形で示していただきたい。これは要望でございます。

○河川調査官

ほかにございませんでしょうか。埼玉県さん、願います。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県県土整備部長の成田でございます。今回、河川整備計画相当の目標流量を実現するための八ッ場ダムを含む対策案が示されたわけですが、これは八ッ場ダムの検証のための基本となる案であろうと考えております。我々とする、いまだ八ッ場ダムの治水代替案が示されておりませんので、幹事会をこの1ヶ月のうちに2回開いていただいておりますけれども、秋を目標にしているわりにはちょっと進み方が遅いのかなと感じております。本県では、先日6月定例会がございまして、定例会の中で議会からも、いつ起こるかわからない水害を防ぐための八ッ場ダムの建設を早急に進めろということで、一日も早く検証を終えてダム本体工事に着手するように強く要望するという意見書が国に対して提出されております。

この検討の場は、そもそも八ッ場ダムに代わり得る対策があるかどうかを検証するためのものであると理解しておりますので、これから前に示された治水対策案の26方策を組み合わせ八ッ場ダムの代替案を立案するようでありまして、前にも申し上げたとおり、検証を進めるに当たっては、26方策の中には実現性の乏しいものも結構ありますので、八ッ場ダムの建設費用、残費用、工期から見てもあまり比較にならないような方策を出されて、秋がその先になっていくということでは非常に困るので、検証を終えるためのプロセスを早く進めてほしいと思っております。

以上です。

○埼玉県企画財政部長

関連でよろしいでしょうか。

○河川調査官

どうぞ。

○埼玉県企画財政部長

埼玉県企画財政部長の下仲でございます。今、成田部長は治水のほうからですが、私は利水担当ということで、今回は治水がメインテーマではありますが、ダム本体工事に着手することについては治水、利水あわせて考えなきゃいけないので、少し意見を述べさせていただきます。

利水につきましては、既に国から対策案を示していただきまして、その照会に対して埼玉県の意見を回答しておるところでございます。その対策案につきましては、八ッ場ダム建設に比べてコストとか時間を大幅に費やすものですので、実現性については比較に値しないという答えをさせていただいているんですけれども、ただ、対策案を一応示していただいたことで、検証の終了、その後の八ッ場ダム本体工事の着手を早期に進めていこうということであれば、個人的には利水について一定の評価はできるのかなと思っております。

ただ、今、成田部長からございましたけれども、治水についていまだ八ッ場ダムのない対策案が示されておらず、かなり遅れているという印象を受けております。埼玉県としましては、現状を鑑みれば、利水、治水ともに八ッ場ダム以外の方策はないと考えておりま

す。そういった立場からしますと、検証作業を皆さん一生懸命していただいているんですけども、八ッ場ダムしかないという我々の立場からすれば、時間をかけ過ぎているんじゃないかとか、言い方は悪いんですが、エクスキューズにすぎないんじゃないかという印象を持たざるを得ないということがありまして、今、県土整備部長からありましたけれども、議会からもかなり批判されていまして、答弁を求められたりしております。

治水、利水につきまして、適切な対策案が今から示されるのかもしれませんが、そういうものが存在しないということであれば、速やかにダム検証を終了させて、ダム本体工事に着手して、八ッ場ダムを完成させてほしいというのが強い要望でございますので、この場をかりて申し述べさせていただきます。

以上でございます。

○河川調査官

茨城県さん、お願いいたします。

○茨城県土木部長代理

茨城県土木部の照沼でございます。各都県さんと重複いたしますが、3点要望ということで述べさせていただきます。

まず1点目が、今回八ッ場ダムを含む治水対策案のみ提示されてございますが、早急に八ッ場ダムの代替案を提示するとともに、複数の治水対策案についての評価を行っていただきたいと存じます。

2点目が、梅雨も明けて台風による出水が懸念されている状況にあります。そうした中で、お約束の秋も迫ってきております。検証終了までの具体的なスケジュールを提示していただきたいと存じます。

3点目でございますが、先ほどご説明がありましたように、利根川は江戸時代からの東遷事業により下流の河道負担が増大したという歴史的な経緯がございます。これを踏まえまして、上下流バランスについて十分配慮して、慎重に検証作業を進めていただきたいという要望でございます。

以上3点でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

ほかにございませんでしょうか。群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

重複も一部ありますが、スケジュールの件でございます。今回、八ッ場ダムなしの治水代替案が示されてないわけでありまして、先程来ありますように、秋までの期間の中で、あとどういうことをやるのか具体的に示してほしいということでございます。群馬県は実際にダムサイトに多くの方が住んでおり、スケジュールを示してほしいと切実な意見がありますので、ぜひスケジュールを示していただきたいと思っております。

また、秋という話がありますので、早急に八ッ場ダムなしの治水代替案を示していただ

きたいわけでありますが、利水代替案のときと同じような26方策を全部やるということになると思いますが、リアリティーのない案が大分、利水するときに出てまいりました。そういうものについては、費用なり時間なりのところで早急に棄却していただいて、余分な作業をしないでなるべく早く示していただきたいというのが群馬県の希望でございます。

最後に3点目でございますが、今回お示しの案の中で7ページ目に「既存ストックの有効利用」ということで、既存6ダムのお話がございます。操作ルールの変更にとれほどリアリティーがあるのかということと、変更後こうなったということしか示されておられませんので、効果量がどれほど増えているのかというあたりについて、お示しいただけるのであれば、お示しいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○河川調査官

どうぞ、お願いたします。

○群馬県企画部長代理

関連しまして利水のほうでございますけれども、八ッ場ダムに参画しております利水者は、一日も早く安定水利権を得たいと考えております。前回利水対策案について示されまして、回答したところでございますけれども、回答で提出された関係者の意見について真摯に受けとめて、検証を一日も早く進めていただくように要望させていただきます。

○河川調査官

千葉県さん、お願いたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県県土整備部の金谷でございます。今まで他の自治体さんからも出ましたように、検証を早く進めて、一刻も早く結論を出していただきたいというのは同様でございます。

また、そのほか、今日説明いただいた八ッ場ダムを含む案についての感想といたしますか、意見を述べさせていただきますと、ご存知のように、河道や洪水調節施設などあらゆる施設をバランスよく配置して、洪水の水位を下げ安全に流下させるのが治水の基本であると考えております。そこで、千葉県は利根川の最下流に位置してございまして、また、180kmの堤防に囲まれております。そんなことから、洪水の水位を下げ利根川の下流、あるいは江戸川の治水安全度の向上を図ることが大変切実な願いと思っております。そんなことで、洪水の調節効果を発揮する八ッ場ダムの必要性はこれまでと何ら変わることはないと考えております。

以上です。

○河川調査官

栃木県さん、お願いたします。

○栃木県県土整備部長代理

県土整備部の久保でございます。今年の秋を目途に検証結果を出すということで進めておりますので、ほかの県の方からもあったように、まずスケジュールを明確にするとともに、具体的な代替案について早急にお示しいただいて、検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○河川調査官

一通り各都県様からご質問、ご意見をいただきましたが、ほかにもございますか。なければ、この辺で一度整備局から回答をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず治水関係を私からご回答させていただきます。共通でございましたのが、検証のスケジュールについて、検証のスピードが遅いというご指摘をいただいたと思っております。前回も申しましたけれども、関東地方整備局といたしましては、八ッ場ダムの検証について最重要課題として、現在精力的に検証のための検討の作業を進めているところでございます。八ッ場ダムの検証につきましては、一切の予断を持たずに今年の秋までに結論を得ることを目標として、現在も検討を進めているところでございまして、遅いというお叱りの言葉もございましたが、今後とも精力的に検証を進めて、できるだけ早期に結論を得るように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、八ッ場ダムを含まない治水対策案を早くお示ししてくださいというご意見をいただきました。これについて、今回の幹事会の中では、複数の対策案のうち八ッ場ダムを含む案についてご説明したところですが、資料の1ページにもございますが、八ッ場ダムの検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に考え方が示されておりますので、こちらに示されている方法に沿って八ッ場ダムの効果を代替する効果を有する方策の組み合わせの案を検討してまいりたいということで、次回にはその検討結果をお示ししてまいりたいと考えております。

また、千葉県さんから上下流のバランスのことをいただきました。今回の八ッ場ダムを含む検討につきましては、基本的な考え方にお示しましたように、上下流のバランスを考えた上で設定させていただいております。今後ともそういう考えを基本にして、八ッ場ダムの検証について予断を持たずに検討を進めてまいりたいと思っております。

あと、東京都さんからいただきました、今回の八ッ場ダムを含む案と河川整備計画との関係ということでございます。今回お示しました、複数の治水対策案のうち八ッ場ダムを含む案につきましては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に従いまして、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定した上で代替案等の比較をして、意見聴取の手続も行うということが定められております。今回この案をお示したわけですが、利根川の場合河川整備計画が策定されておられませんので、ダム事業の検証結果を踏まえて、河川整備計画につきましては河川法に基づく手続を踏まえて策定していくことを考えております。

#### ○広域水管理官

群馬県様からいただいた再編のお話でございますけれども、洪水調節効果につきまして

は、降雨パターンや洪水の規模によりましてその効果が異なってまいります。本日お示しました対策案においては、河川整備計画相当流量において洪水の降雨パターンを用いて八斗島の効果を算出したものでございます。おおむね $2,800\text{ m}^3/\text{s}$ から $5,500\text{ m}^3/\text{s}$ ぐらいではないかと推察されております。操作ルールの変更の部分につきましては、今後利根川上流ダム群再編事業で検証を行ってまいりますので、その中で具体的にお示ししていきたいと思っております。

それから、利水の意見聴取でございますけれども、皆様にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。いただいたご意見につきましては十分踏まえさせていただいて、鋭意検証作業を進めておりますので、結果についてはご報告させていただきたいと思っております。

#### ○河川調査官

一通りご回答させていただきましたが、追加でご質問、ご意見をいただけますでしょうか。埼玉県さん、お願いします。

#### ○埼玉県県土整備部長

追加になりますけれども、資料の8ページ、「既存ストックの有効利用2/2」のところなんです、上里第1調節池と第2調節池は今たしか河川敷を利用してゴルフ場と公園になっていると思うんです。文言の最後のところに「囲ぎょう堤整備を行うこととする」と書いてありますので、これがそのまま外へ出ていくと、本当に囲ぎょう堤をここで整備するのかと地元でもかなり心配されるのかなという感じがしておりまして、趣旨とすると、囲ぎょう堤整備を行うことで検証するという理解でよろしいかというのが1点なんです。

もう一つは、先ほど来出ておりますけれども、議会でもかなり聞かれておりますし、今まで以上にスピードアップを図って、秋までと言わずに一日でも早く検証結果を示していただきたい。これはお願いになりますけれども、2点であります。

#### ○河川調査官

まず、後段のご要望の件ですが、八ッ場ダムの検証については、秋を目途にできるだけ早く検証を終えるように鋭意努めさせていただいております。よろしく願いいたします。

あと、ご質問がございました8ページの囲ぎょう堤整備でございますが、先ほど東京都さんの質問にお答えした内容と一部重複するところもございますが、利根川の場合は河川整備計画を策定しておりませんので、河川整備計画相当のものを皆様方にご提示したわけでございますが、今後この案をもとに八ッ場ダムの検証を進めてまいりたいと思っております。それで、実際に河川整備計画を策定した上で8ページにあるような事業に入っていくことになると思いますが、その段階におきましては、今回の八ッ場ダムの検証結果を踏まえまして、河川法の手続に則って河川整備計画の策定をしていくことになるかと考えております。よろしいでしょうか。

#### ○埼玉県県土整備部長

はい。

◆閉会

○河川調査官

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、貴重なご討議をありがとうございました。これをもちまして、八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第7回幹事会）を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —